

AnserDATAPORT（外国送金 XML 方式） 利用規定

第 1 条（本サービスの内容）

1. AnserDATAPORT（外国送金 XML 方式）は、ホストコンピュータ／パソコンサービス（一括伝送）利用規定（以下、「原規定」といいます）に基づきホストコンピュータサービス/パソコンサービス（一括伝送）を使用している方（以下、「契約者」といいます）が、みずほ銀行（以下、「当行」といいます）との取引に関するデータを通信回線（Connecure 回線）により AnserDATAPORT センター経由で授受するサービス（以下、「本サービス」といいます）です。
2. 本サービスの利用条件は、ホストコンピュータサービス/パソコンサービス（一括伝送）の契約者であることとします。
3. 本サービスはホストコンピュータサービス/パソコンサービス（一括伝送）のセンター確認コードごとに契約が必要となります。

第 2 条（取扱要領）

1. データの授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、原規定に従うものとします。
2. 本サービスにより授受するデータは、原規定に定めるサービスに関するデータとします。
3. 本サービスでのデータ授受は、一般財団法人流通システム開発センタが公開している「インターネットを利用した通信プロトコル利用ガイドライン 第 2.0 版」に準拠する手順（JX 手順）により、Connecure 回線を使用した通信にて行うものとします。

第 3 条（秘密保持）

契約者は、本サービス利用により知り得た情報について、第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は、契約者が負うものとします。なお、データ授受取扱者が第三者に漏洩した場合においても、そのために生じた損害は契約者が負うものとします。

第 4 条（問題の解決方法）

データ授受およびその内容に関して契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録に基づきその問題解決にあたるものとします。

第 5 条（利用内容・届出事項の変更）

1. 本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を当行所定の書面により当行に届け出るものとします。
2. 本サービスの利用内容の変更は、当行の手続が完了した時から効力を生じるものとします。
3. 第 2 項の手続完了の前、もしくは前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 6 条（免責事項）

次の各号の事由による本サービス利用不能もしくは処理遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当行が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
- ③当行の責によらず、回線障害、通信業者のシステム障害等が生じたとき
- ④当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第 7 条（解約等）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手先へ通知することにより、いつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。
2. 前項に基づく当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了した時に生じるものとし、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により、当行が解約手続を完了した時に生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 表面記載のセンター確認コードに紐づくパソコン/ホストコンピュータサービス（一括伝送）の契約が解約または停止された場合には、本利用契約も解約または停止されたものとみなします。
4. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - ①次項各号に定める事由が生じた場合
 - ②前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
5. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでも本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者があらかじめ届け出た住所へ発信した時に、本利用契約は解約されたものとします。
 - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは、特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき
 - ②契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき
 - ③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ④解散その他営業活動を休止したとき
 - ⑤本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があったとき、または記載内容に虚偽の内容があることが判明したとき
 - ⑥契約者が不正な取引を行ったと当行が判断したとき
 - ⑦本利用契約、銀行取引約定書その他の契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じたとき
6. 本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
7. 本利用契約が解約等により終了した場合、その時まで処理が完了していない取引依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第 8 条（サービスの廃止）

当行は、契約者に対して 90 日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし緊急を要する場合その他やむえない理由がある場合には、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、本サービスの利用申込にあたって、その時点で契約者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員

等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、本サービスの利用申込にあたって、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約したものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 3. 契約者が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号いずれかに該当する行為をし、または第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、当行は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの停止または本利用契約の解約をすることができるものとします。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

第 10 条（原規定との関係）

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している原規定を適用するものとします。なお、原規定が終了した場合には、本規定も終了するものとします。

第 11 条（規定の変更）

民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第 12 条（契約者情報の取り扱い）

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理をさせることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第 13 条（準拠法と管轄）

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772）

以 上

[2024 年 9 月現在]